平成29年度 第2回長岡市地域公共交通協議会

資 料

長岡市地域公共交通協議会平成30年2月16日(金)

# 議決事項 第1号

# 長岡市地域公共交通協議会規約の改正について

# 1. 規約の改正点

○別表(第5条関係)について、委員の役職名に合わせた変更を行う。

(新)

(抜粋)

区分	委員
法第6条 第2項第2号	東日本旅客鉄道株式会社新潟支社 総務部 企画 <b>部長</b>

(旧)

(抜粋)

区分	委員
法第6条 第2項第2号	東日本旅客鉄道株式会社新潟支社 総務部 企画室長

# 2. 長岡市地域公共交通協議会規約(案)

○次ページに示す。

#### 長岡市地域公共交通協議会規約(案)

(名称)

第1条 この会の名称は、長岡市地域公共交通協議会(以下「協議会」という。)と称する。

(目的)

第2条 協議会は、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要となる事項を協議するため設置する。

(業務)

- 第3条 協議会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる業務を行う。
  - (1) 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(平成19年法律第59号)第6条第1項の規定に基づき、地域公共交通網形成計画(地域公共交通総合連携計画)の作成、並びに実施に関すること。
  - (2) 道路運送法施行規則第49条1号に規定する市町村運営有償運送の協議に関すること。
  - (3) 道路運送法施行規則第49条2号に規定する公共交通空白地有償運送の協議に関すること。
  - (4) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様並びに運賃及び料金等の協議に関すること。
  - (5) その他協議会が必要と認めること。

(事務所)

第4条 協議会の事務所は、新潟県長岡市大手通2丁目6番地長岡市役所大手通庁舎内に置く。

(組織)

第5条 協議会は、別表に掲げる委員をもって組織する。

(役員)

- 第6条 協議会に、次の役員を置く。
  - (1) 会 長 1名
  - (2) 副会長 1名
  - (3) 監査員 2名
- 2 会長は、長岡市都市整備部長をもって充てる。
- 3 副会長は、委員のうちから学識経験者をもって充てる。ただし、学識経験者が複数人いる場合は、会長が指名する学識経験者とする。
- 4 監査員は、委員の互選により選任する。
- 5 会長、副会長及び監査員は、相互に兼ねることができない。

(役員の職務)

- 第7条 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長の職務を代理する。
- 3 監査員は、協議会の会計を監査し、その結果を協議会の会議において報告する。

(委員の任期)

- 第8条 委員の任期は、次の各号に掲げる区分により、当該各号に定める期間とする。
  - (1) 別表に掲げる委員のうち行政機関の職員及び法人その他の団体の役員 その職にある期間
  - (2) 前号に規定する委員以外の委員 2年以内とする。ただし、欠員等により新たに委員となった者の任期は、前任者の残任期間とする。

(事務局)

- 第9条 協議会は、協議会の運営に関する事務を行うため、長岡市都市整備部交通政策課内に事 務局を置く。
- 2 事務局には事務局長を置き、長岡市都市整備部交通政策課長をもって充てる。
- 3 事務局員は、長岡市都市整備部交通政策課職員をもって充てる。

(協議会の会議の運営)

- 第10条 協議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、議長となる。
- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。
- 3 委員は、都合により会議を欠席する場合は、代理の者を出席させることができることとし、 あらかじめ会長に代理の者の氏名等を報告するものとする。
- 4 前項の規定による報告があったときは、欠席をする委員の代理の者の出席をもって当該委員の出席とみなす。
- 5 会議の決議の方法は、出席委員の総意で決することとする。
- 6 会議は、原則として公開とする。ただし、会議を公開することにより公正かつ円滑な会議の 運営に支障が生じると認められる協議については、非公開で行うことができる。
- 7 協議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して、資料を提出させ、又は会議 への出席を依頼し、若しくは助言等を求めることができる。

(分科会)

- 第11条 協議会は、協議会の運営に必要な事項を処理するにあたり、分科会を設置することができる。
- 2 分科会の名称、構成員、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(財務に関する事項)

- 第12条 協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。
- 2 協議会の予算は、長岡市その他の団体等の負担金及びその他の収入をもって歳入とし、協議会の事務及び事業に要するすべての経費をもって歳出とする。
- 3 会長は、毎会計年度予算を調整し、協議会の承認を受けなければならない。
- 4 会計年度の中途において既定予算に補正の必要が生じたときは、会長はこれを調製し、協議会の承認を受けなければならない。
- 5 歳入歳出予算の執行は、会長の権限とする。
- 6 会長は、毎会計年度終了後、遅滞なく協議会の決算を調製し、監査員の監査に付した後、協 議会の承認を得るものとする。
- 7 協議会の出納は、会長が行うものとする。
- 8 前各項に定めるもののほか、協議会の予算の編成及び現金の出納その他の財務に関して必要な事項は、会長が別に定める。

(報酬及び費用弁償)

- 第13条 委員等は、会議に出席したときは、報酬及び費用弁償を受けることができる。ただし、 別表に掲げる法第6条第2項第1号に区分される委員、第2号に区分される交通事業者及び道 路管理者の委員並びに第3号に区分される行政機関の委員は、この限りでない。
- 2 報酬及び費用弁償の額並びに支払方法等は、長岡市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び 費用弁償に関する条例(昭和31年長岡市条例第12号)別表付属機関の構成員の項の例による。

(協議会が解散した場合の措置)

第14条 協議会が解散したときは、協議会の収支は解散をもって打ち切り、会長がこれを清算する。

(規約の変更)

第15条 この規約を変更する場合は、協議会の承認を得なければならない。

附則

この規約は、平成21年11月20日から施行する。

附則

この規約は、平成23年4月1日から施行する。

附則

この規約は、平成23年12月5日から施行し、同年8月29日から適用する。

附則

この規約は、平成25年7月12日から施行する。

附則

この規約は、平成27年7月22日から施行する。

附則

この規約は、平成29年7月21日から施行する。

附則

この規約は、平成30年2月16日から施行する。

# 別表 (第5条関係)

区分	委員
法第6条 第2項第1号	長岡市 都市整備部長
	東日本旅客鉄道株式会社 新潟支社 総務部 企画部長
	越後交通株式会社 乗合バス営業部長
	公益社団法人 新潟県バス協会 専務理事
法第6条 第2項第2号	一般社団法人 新潟県ハイヤー・タクシー協会 専務理事
	国土交通省北陸地方整備局 長岡国道事務所 計画課長
	新潟県長岡地域振興局 地域整備部 計画調整課長
	長岡市 土木部長
	新潟県警察本部 交通部 交通規制課長
	長岡市老人クラブ連合会 長岡支部 副会長
	長岡市消費者協会 会長
法第6条	学識経験者
第2項第3号	国土交通省北陸信越運輸局 交通政策部 交通企画課長
	国土交通省北陸信越運輸局 新潟運輸支局 首席運輸企画専門官(企画調整担当)
	新潟県長岡地域振興局 企画振興部 地域振興·災害復興支援課長
	日本労働組合総連合会新潟県連合会 中越地域協議会 事務局長

# 議決事項第2号

# 川口地域自家用有償旅客運送の更新登録について

# 1. 概要

川口地域の自家用有償旅客運送について、前回の登録から3年経過することから、 更新登録を行うもの

# 2. 登録の内容

### (1) 名称、住所、代表者の氏名

名 称:特定非営利活動法人 くらしサポート越後川口

住 所:新潟県長岡市川口中山1441番地

代表者の氏名:代表理事 水落 優

### (2)登録番号

北新過第4号

# (3) 自家用有償旅客運送の種別

過疎地有償運送(現公共交通空白地有償運送)

# (4) 運送の区域

長岡市川口地域(次ページ運行ルート図のとおり)

### (5) 旅客から収受する対価

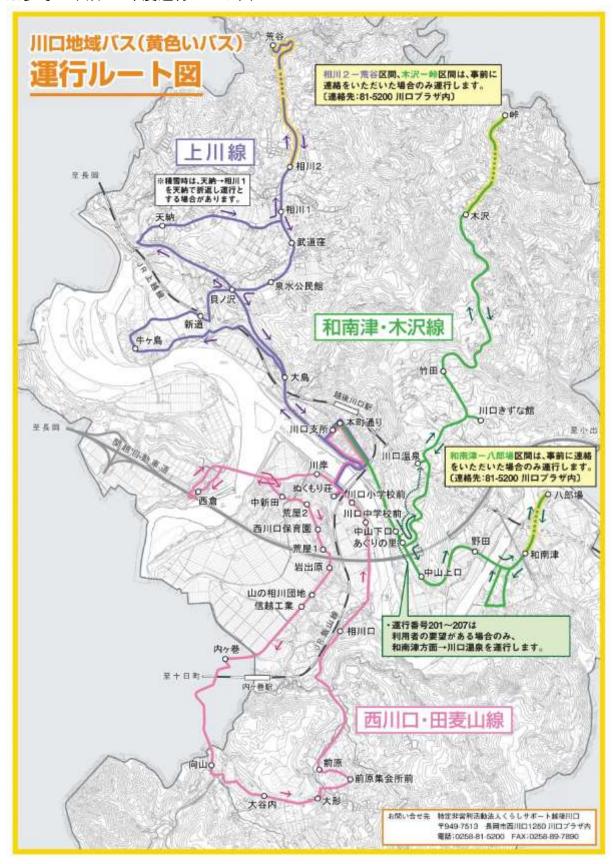
・大人 : 200 円・小学生 : 100 円・未就学児 : 無料・障がい者等 : 100 円

・回数券: 100 円券 11 枚つづり 1,000 円

• 定期券

	金額				
	1ヶ月	3,000円			
大人	3ヶ月	9,000円			
	6ヶ月 ]	18,000円			
   小学生および	1ヶ月	1,500円			
小子生ねよい       障がい者	3ヶ月	4,500円			
	6ヶ月	9,000円			

※参考: 平成 29 年度運行ルート図



様式第2-2号

平成 年 月 日

### 新潟県知事様

名 称 特定非営利活動法人くらしサポート越後川口 住 所 新潟県長岡市川口中山 1441 代表者の氏名 代表理事 水落 優

### 自家用有償旅客運送の更新登録の申請

このたび、自家用有償旅客運送の有効期間の更新を行いたいので、道路運送法第79条 の6及び同法施行規則第51条の10の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

- 名称、住所、代表者の氏名 特定非営利活動法人くらしサポート越後川口 長岡市川口中山 1441 代表理事 水落 優
- 2 登録番号 北新過第4号
- 3 自家用有償旅客運送の種別 公共交通空白地有償運送

### 4 運送の区域

運送の区域			備	考		
新潟県長岡市川口地域	起点		経由地			キロ程
	川口支所	-	和南津・木沢	-	川口支所	18.5
	川口支所	-	西川口・田麦山	-	川口支所	14.5
	川口支所	-	上川	-	川口支所	18.3

#### 5 事務所の名称及び位置

事務所の名称	位置
特定非営利活動法人 くらしサポート 越後川口	新潟県長岡市川口中山1441

# 6 事務所ごとに配置する自家用有償旅客運送自動車の数及びその種類ごとの数 公共交通空白地有償運送

事務所の名称	所有 区分	バ ス (乗車定員 1 1 人以上)	普通自動車 (乗車定員10人以下)	合 計
特定非営利 活動法人	所有	0 (0)	3 (0)	3 (0)
くらしサポート越後川口	持込	0 (0)	0 (0)	0 (0)
	合計	0 (0)	3 (0)	3 (0)

軽自動車については、( )内に内数で記載すること

#### 福祉有償運送

事務所の名称	所有区分		台車 隆)		す車 隆)	10000	用車 隆)	120000000	<b>一ト車</b> 隆)	1000	ン等 怪)	合 (章	計 至)
	所有	(	)	(	)	(	)	(	)	(	)	(	)
	持込	(	)	(	)	(	)	(	)	(	)	(	)
	合計	(	)	(	)	(	)	(	)	(	)	(	)

軽自動車については、( )内に内数で記載すること

### 7 運送しようとする旅客の範囲

公共交通 地有償運		①運行区域内に居住する者 ②運行区域内に勤務、又は日常的に通うもの
福祉		イ 身体障害者福祉法第4条に規定する身体障害者
有償 運送		ロ 介護保険法第19条第1項に規定する要介護認定を受けている者
		ハ 介護保険法第19条第2項に規定する要支援認定を受けている者
		ニ その他肢体不自由、内部障害、知的障害、精神障害その他の障害を有する者

行うものに〇を付すものとする。

#### 8 添付書類

- (1) 定款又は寄付行為、登記事項証明書、役員名簿
- (2) 法第79条の4第1~4号に該当しない旨を証する書類
- (3) 運営協議会において協議が調ったことを証する書類
- (4) 自家用有償旅客運送自動車についての使用権原を証する書類
- (5) 運転者が必要な要件を備えていることを証する書類
- (6) 運行管理の責任者及び運行管理の体制を記載した書類
- (7) 整備管理の責任者及び整備管理の体制を記載した書類
- (8) 事故発生時の対応に係る責任者及び連絡体制を記載した書類
- (9) 損害賠償措置
- (10) 運送しようとする旅客の名簿
- (11) 登録証

# 現在事項全部証明書

新潟県長岡市川口中山1441番地 特定非営利活動法人くらしサポート越後川口 会社法人等番号 1100-05-013932

名, 称	特定非営利活動法人くらしサポート越後川口
主たる事務所	新灣県長岡市川口中山1441番地
法人成立の年月日	平成24年1月10日
El en en	この法人は、地域住民が互いに支えあい、誰もが安心して暮らせる、活気ある 地域社会をつくるため、活励を通じてふるさとの活性化を促し、住みよい地域 社会づくりに寄与することを目的とする。 この法人は、上記の目的を達成するため、次の種類の特定非営利活動を行う。 (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動 (2) 社会教育の推進を図る活動 (3) まちづくりの推進を図る活動 (4) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動 (5) 環境の保全を図る活動 (6) 災害救援活動 (7) 地域安全活動 (8) 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動 (9) 子どもの健全育成を図る活動 (10) 融資活動の活性化を図る活動 (11) 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動 (12) 以上の活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡。助言又は援助の活動 この法人は、上記の目的を達成するため、次の事業を行う。 (1) 特定非営利活動に係る事業 (1) 特定非営利活動に係る事業 (2) 豊かな心を育む地域づくり事業 (3) 地域の元気づくり支援事業 (4) 地域の元気づくり支援事業 (5) 情報発信事業
役員に関する事項	理事 水 務 優
資産の総額	金0円

これは登記簿に記録されている現に効力を有する事項の全部であることを証明 した書面である。

(新潟地方法務局管轄)

平成25年 2月 8日 新潟地方法務局長岡支局 登記官

山崎文林



整理番号 ネ2.7.5.100

下線のあるものは抹消事項であることを示す。

1/



新運輸第1512号

# 自家用有價旅客運送者登録証

道路運送法第79条の6の規定に基づき、下記のとおり自家用有債旅客運送者 として登録を行ったことを証する。

記

1. 登録番号 北新過第4号

2. 登録の有効期間 平成30年3月13日まで

- 3. 名称、住所、代表者氏名 特定非営利活動法人 くらしサポート越後川口 新潟県長岡市川口中山1441番地 代表理事 水落 優
- 4. 自家用有償旅客運送の種別 過疎地有償運送
- 5. 運送の区域 長岡市川口地域
- 6. 登録に付す条件

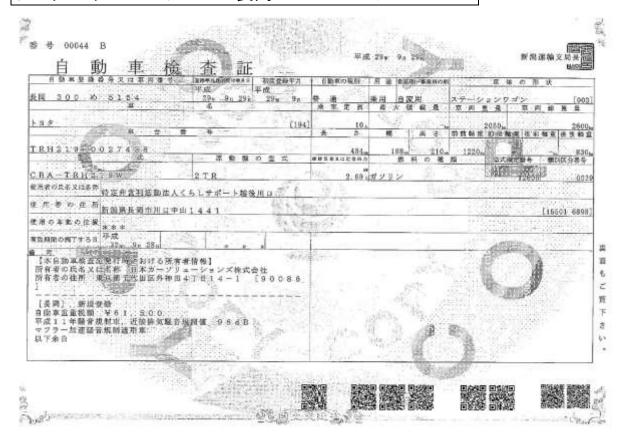
なし

平成27年3月10日

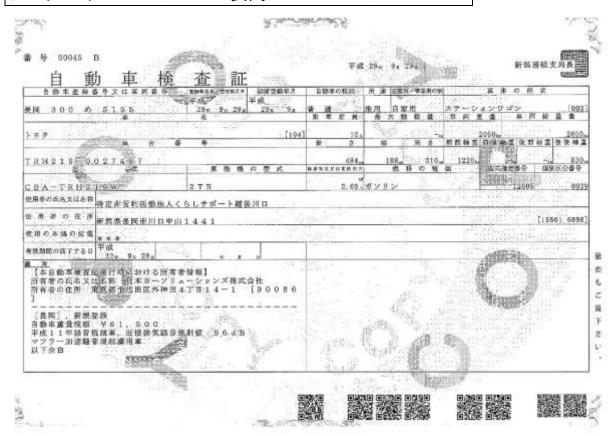
北陸信越運輸局新潟運輸支局長 近田 正一



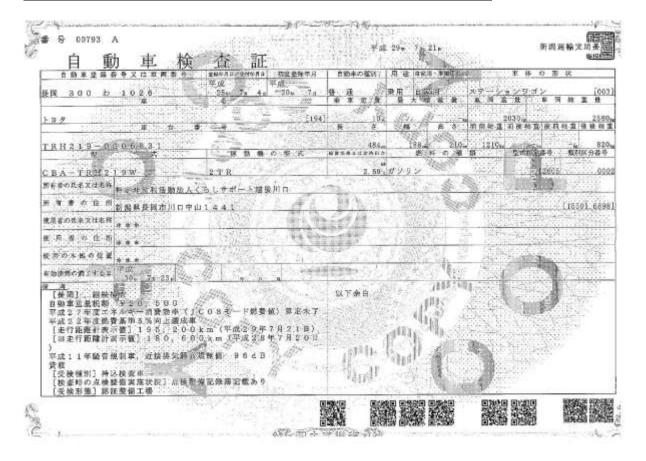
# トヨタハイエースワゴン 長岡 300 め 5154



# トヨタハイエースワゴン 長岡 300 め 5155



# トヨタハイエースワゴン 長岡 300 わ 1026



# 議決事項 生活交通改善事業計画(バリアフリー化設備等整備事業) 第3号 について

- ■国の地域公共交通確保維持改善事業費補助金である地域公共交通バリア解消促進等事業或いはバリアフリー化設備等整備事業に事業者が補助申請する際、必要となる計画を策定するもの
- 〇平成30年度 長岡市生活交通改善事業計画(福祉タクシー導入)

内容: 導入台数 7台

内訳:相互タクシー(株)・・・・・・・・1台

三越タクシー(株)・・・・・・・・・2台

日の丸観光タクシー(株)わくわく長岡営業所 3台

寺泊交通 (株) ・・・・・・・・1 台

〇平成30年度 長岡市生活交通改善事業計画(ノンステップバス導入)

内容: 導入台数 大型車両・・1台

内訳:越後交通(株) 大型車両・・1台

# 生活交通改善事業計画(バリアフリー化設備等整備事業)

平成30年月日

(名 称)長岡市地域公共交通協議会 (代表者)会長 大塚 克弘 印

### 1. 生活交通改善事業計画の名称

長岡市生活交通改善事業計画(福祉タクシー導入)

### 2. バリアフリー化設備等整備事業の目的・必要性

長岡市の人口は、過去5年間の人口動態を見ると自然減、社会減となっており、減少傾向で推移している。また、少子高齢化が確実に進んでおり、長岡市の高齢化率 29.6% (H29.4.1 現在) は全国平均 27.5% (H29.4.1 現在) に比べて高くなっている。

そこで、年齢や障害の有無にかかわらず、誰もが容易に快適に移動できるような公共交 通機関の環境整備が求められており、特に単独で公共交通機関の利用が難しい高齢者や障 害のある人に対するドア・ツー・ドアの個別移送サービスの需要が高まっている。

こうしたなか、長岡市総合計画に掲げた『生涯健やかで、いきいきと暮らせるまちの実現』や『都市の活力と魅力にあふれ、安全・安心で住みよいまちの実現』を図るためには、高齢者や障害者等のニーズに迅速に応えられる安全で便利な福祉タクシーを積極的に配置することが必要である。

#### ■福祉タクシー利用者の推移

	平成 <mark>27</mark> 年度	平成 <mark>28</mark> 年度	平成 <mark>29</mark> 年度	H29/H27 (%)
利用者(人)	43, 375	42, 638	61, 079	+40. 8

※ 市内の事業者からの聞き取り調査によるデータ ※ 平成29年度は見込み値

#### 3. バリアフリー化設備等整備事業の定量的な目標及び効果

#### (1) 事業の目標

長岡市内には、H30年1月現在、福祉タクシーが寝台専用1台、車いす専用18台、寝台車いす兼用13台、軽福祉車両16台、ユニバーサルデザインタクシー16台、合計64台が導入されている。

国は「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」の基本方針に おいて、平成32年度までに全国で約28,000台の福祉タクシーの導入を目標とし て掲げており、長岡市は国の基本方針に基づき、平成32年度までに62台(人口 比※H23)となるよう目標を設定したが、平成29年度末で目標を達成した。今 後は、この台数を維持しながら、平成30年度の予定導入台数は7台を目標とする。

### (2) 事業の効果

福祉タクシーの増車により、高齢者や障害者等の高まる利用ニーズに応え、交通弱者の移動しやすい交通手段として、移動の円滑化に寄与することができる。

### 4. バリアフリー化設備等整備事業の内容と当該事業を実施する事業者

### (1) 事業の内容:実施事業者(補助対象事業者)

福祉タクシーの導入:実施事業者は別紙1のとおり

(実施事業者(補助対象事業者)の身体・知的の2区分における運賃割引率について) 別紙1のとおり

### (2) 関連事項(以下、 〉内の事業に該当する場合に記載)

#### 〈福祉タクシー車両・共同配車センターに係る事業〉

特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置 法(平成21年法律第64号)第11条に定める特定地域における特定事業計画の提出状況。

別紙1のとおり

# 5. バリアフリー化設備等整備事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額

**30年度(当該年度)・・・**内訳は別紙1のとおり

事業の名称	総事業費 割合	国費 割合	都道府県 負担割合	市区町村 負担割合	事業者 負担割合
福祉タクシ	17, 541 千円	4, 200 千円	千円	千円	13, 341 千円
一の導入	100%	23.9%	%	%	76. 1%
	千円	千円	千円	千円	千円
	%	%	%	%	%
合 計	17, 541 千円	4, 200 千円	千円	千円	13, 341 千円
	100%	23. 9%	%	%	76. 1%

<sup>※</sup>総事業費については見込み額を記載。

※列記の者以外に費用負担者がいる場合は、適宜修正の上、全体構成が分かるように記載。

# 3 1年度(翌年度)

事業の名称	総事業費 割合	国費 割合	都道府県 負担割合	市区町村 負担割合	事業者 負担割合
福祉タクシ	5,000 千円	1, 200 千円	千円	千円	3,800 千円
一の導入	100%	24. 0%	%	%	76.0%
	千円	千円	千円	千円	千円
	100%	%	%	%	%
合 計	5,000 千円	1, 200 千円	千円	千円	3,800 千円
	100%	24. 0%	%	%	76.0%

<sup>※</sup>総事業費については見込み額を記載

### 32年度(翌々年度)

事業の名称	総事業費 割合	国費 割合	都道府県 負担割合	市区町村 負担割合	事業者 負担割合
福祉タクシ	5,000 千円	1, 200 千円	千円	千円	3,800 千円
一の導入	100%	24. 0%	%	%	76.0%
	千円	千円	千円	千円	千円
	100%	%	%	%	%
合 計	5,000 千円	1, 200 千円	千円	千円	3,800 千円
	100%	24.0%	%	%	76.0%

<sup>※</sup>総事業費については見込み額を記載

<sup>※</sup>列記の者以外に費用負担者がいる場合は、適宜修正の上、全体構成が分かるように記載。

<sup>※</sup>列記の者以外に費用負担者がいる場合は、適宜修正の上、全体構成が分かるように記載。

# 6. 計画期間

以下項目別に概ねの着手・実施期間を矢印 (←→)、または横棒線 (———) で記載。

●で年度ごとの事業着手日、事業完了日を記載

	3	平成 3	0 年度			平成	31 年度	:		平成	32 年度	£
事業の名称	4月	9月	12 月	3月	4月	9月	12 月	3月	4月	9月	12 月	3月
福祉タクシーの 導入		定日以降 (予定) 3	择着手 月 31 日	完了		決定日以 (予定) 3	降着手 月 31 日完	<b>─</b>		計(予定)	降着手 月 31 日3	完了

### 7. 協議会の開催状況と主な議論

平成30年2月16日 : 長岡市地域公共交通協議会で事業内容について協議

(協議が整った日: 平成30年 月 日)

### 8. 利用者等の意見の反映

●事業内容について協議

○長岡市消費者協会 … (協議が整った日:平成30年 月 日)

○長岡市老人クラブ連合会 ··· (協議が整った日:平成30年 月 日)

○長岡市社会福祉協議会 … (協議が整った日:平成30年 月 日)

9. 協議会メンバ-	一の構成員
関係都道府県	新潟県長岡地域振興局 企画振興部 地域振興・災害復興支援課
関係市区町村	長岡市 都市整備部
交通事業者·交通施 設管理者等	東日本旅客鉄道株式会社 新潟支社 越後交通株式会社 新潟県バス協会 新潟県ハイヤータクシー協会 国土交通省北陸地方整備局 長岡国道事務所 新潟県長岡地域振興局 地域整備部 長岡市土木部 新潟県警察本部 交通部交通規制課
地方運輸局	国土交通省 北陸信越運輸局 国土交通省 北陸信越運輸局新潟運輸支局
その他協議会が必 要と認める者	長岡技術科学大学(学識経験者) 長岡市消費者協会(利用者) 長岡市老人クラブ連合会(利用者) 日本労働組合総連合会 新潟県連合会 中越地域協議会(労働組合)

# 【本計画に関する担当者・連絡先】

<u>(所 在)</u>	新潟県長岡市大手通2丁目6番地
(所属)	長岡市都市整備部交通政策課
(氏 名)	田中 味香
(電話)	$0\ 2\ 5\ 8 - 3\ 9 - 2\ 2\ 6\ 7$
(e-mail)	koutuu@city.nagaoka.lg.jp

別紙1(H30年度)

H H	4. 事業の	4. 事業の内容と当該事業を実施する事業者	專業を実	施する事	業者	5. 事》	5. 事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額	目の総額、負担	<b>旦者及びその</b>	負担額
K /	事業の内容	194n	運賃書	割引率	特定事業計画	松事業費		負担	負担内訳	
事業者名	導入予定車両	導入予定車而数	身体	知的	提出状況	(裁算)※	国費	県負担	市負担	事業者負担
和下る力が一体	福祉タクシー		1 200	4.383	# # N	2,368,000円	600,000PH	H	H	1.768,000円
年ロンハノー年	(スロープ付)	•	1 10%	1 10	※ 対象な	100.0%	25.3%	%0.0%	0.0%	74.7%
一种人人	ュニバーサル	c	14 th	N. P.	40000000000000000000000000000000000000	6.867,000円	1,200,000円	H	H	5,667,000円
差しハス型川	(スローブ付)	7	102	la -	大	100.0%	17.5%	0.0%	0.0%	82.5%
日の丸観光タクシー(株)	福祉タケシー	c	100 +	100	## ## XX	6.036,000PH	1,800,000PJ	H	H	4,236,000FF
わくわく長岡営業所	(スローブ付)	,	- 124	100	※ 公東江	100.0%	29.8%	%0.0	0.0%	70.2%
· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	福祉タクシー	*	707	148. +	4	2,270,000円	800,000PJ	H	H	1,670,000円
中日X首任	(スローブ付)	700	581	1.50	次の東外	100.0%	26.4%	0.0%	\$0.0%	73.6%
4		1			/	17.541,000円	4,200,000FF	H	H	13,341,000円
<u>α</u>	/		/		/	100.0%	23.9%	0.0%	0.0%	76.1%
							The second secon			

# <参考>



\*29年度利用者数は見込み

# 生活交通改善事業計画(バリアフリー化設備等整備事業)

平成30年月日

(名 称) 長岡市地域公共交通協議会 (代表者) 会長 大塚 克弘 印

### 1. 生活交通改善事業計画の名称

長岡市生活交通改善事業計画 (ノンステップバス導入)

### 2. バリアフリー化設備等整備事業の目的・必要性

長岡市の人口は、過去5年間の人口動態を見ると自然減、社会減となっており、減少傾向で推移している。また、少子高齢化が確実に進んでおり、長岡市の高齢化率 29.6% (H29.4.1 現在) は全国平均 27.5% (H29.4.1 現在) に比べて高くなっている。

そこで、高齢者や障害者が地域で自立した日常生活・社会生活を営むためには、年齢や 障害の有無にかかわらず、誰もが容易に快適に移動できるような公共交通機関の環境整備 が求められている。

こうしたなか、長岡市総合計画に掲げた『生涯健やかで、いきいきと暮らせるまちの実現』や『都市の活力と魅力にあふれ、安全・安心で住みよいまちの実現』を図るためには、幼児から高齢者まで誰でも乗降しやすく、安価に利用できる安全で便利なノンステップバス等の低床バスを積極的に配置することが必要である。

#### 3. バリアフリー化設備等整備事業の定量的な目標及び効果

### (1) 事業の目標

長岡駅には、H30年1月現在、乗合バスが 152台(高速バス 19台を除く)乗入れており、その内の 76台(50%)が低床バス(ノンステップ・ワンステップバス)である。

国は「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」の基本方針において、 平成32年度末までに乗合バスの70%をノンステップバスとするよう目標として掲げてい るが、中山間地等の地域特性を考慮して、長岡市は、平成32年度末までに低床バスの比 率が1/3となるように目標を設定したが、平成29年度末で目標を達成した。今後は、 この台数を維持しながら、導入の促進を図る。

### (2) 事業の効果

ノンステップバスは乗降口にステップがなく、幼児から高齢者まで誰もが乗降しやすいため、バスを利用する高齢者等にとって、移動の負担が軽減される。ノンステップバスの増車により、高齢者や障害者等が公共交通機関を利用した移動の利便性及び安全性の向上の促進を図れることから、移動の円滑化に寄与することができる。

# 4. バリアフリー化設備等整備事業の内容と当該事業を実施する事業者

### (1) 事業の内容:実施事業者(補助対象事業者)

ノンステップバスの導入:越後交通(株)

(実施事業者(補助対象事業者)の身体・知的・精神の3区分における運賃割引率について)

身体・知的・精神 普通旅客運賃 5割、定期旅客運賃 3割

### (2) 関連事項(以下、 〉内の事業に該当する場合に記載)

#### <バス車両の導入に係る事業>

事業を実施する地域を含む都道府県における車いす対応車両(ノンステップバス、ワンステップバス及びリフト付バス)等の導入台数。

新潟県内乗合バス車両の導入状況

・ ノンステップ バス: 228 台、ワンステップ n゙ス: 187 台、リフト付 n゙ス: 13 台 (H27.3.31 現在)

・総車両台数:1,187台(H29.11.1 現在)

### 5. バリアフリー化設備等整備事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額

### 30年度(当該年度)

事業の名称	総事業費 割合	国費 割合	都道府県 負担割合	市区町村 負担割合	事業者 負担割合
ノンステッ プバスの導	29, 500 千円	1, 400 千円	千円	千円	28, 100 千円
入	100%	4. 7%	%	%	95.3%
	千円	千円	千円	千円	千円
	%	%	%	%	%
合 計	29, 500 千円	1, 400 千円	千円	千円	28, 100 千円
	100%	4. 7%	%	%	95. 3%

<sup>※</sup>総事業費については見込み額を記載。

※列記の者以外に費用負担者がいる場合は、適宜修正の上、全体構成が分かるように記載。

# 3 1年度(翌年度)

事業の名称	総事業費 割合	国費 割合	都道府県 負担割合	市区町村 負担割合	事業者 負担割合
ノンステッ プバス	29,000 千円	1, 400 千円	千円	千円	27, 600 千円
の導入	100%	4. 8%	%	%	95. 2%
	千円	千円	千円	千円	千円
	100%	%	%	%	%
合 計	29,000 千円	1, 400 千円	千円	千円	27, 600 千円
	100%	4.8%	%	%	95. 2%

<sup>※</sup>総事業費については見込み額を記載

# 32年度(翌々年度)

	T			T	
事業の名称	総事業費 割合	国費 割合	都道府県 負担割合	市区町村 負担割合	事業者 負担割合
ノンステッ プバス	29,000 千円	1, 400 千円	千円	千円	27, 600 千円
の導入	100%	4. 8%	%	%	95. 2%
	千円	千円	千円	千円	千円
	100%	%	%	%	%
合 計	29,000 千円	1, 400 千円	千円	千円	27, 600 千円
H H1	100%	4. 8%	%	%	95. 2%

<sup>※</sup>総事業費については見込み額を記載

<sup>※</sup>列記の者以外に費用負担者がいる場合は、適宜修正の上、全体構成が分かるように記載。

<sup>※</sup>列記の者以外に費用負担者がいる場合は、適宜修正の上、全体構成が分かるように記載。

### 6. 計画期間

以下項目別に概ねの着手・実施期間を矢印(←→)、または横棒線(———)で記載。

●で年度ごとの事業着手日、事業完了日を記載

	3	平成 3	0 年度			平成	31 年度	,	:	平成	32 年度	Ę
事業の名称	4月	9月	12 月	3 月	4 月	9月	12 月	3月	4 月	9月	12 月	3月
ノンステップ バスの導入		定日以隆 <mark>車両台 1</mark>	¥着手 - <mark>台</mark> (予定)			決定日以 <mark>1台</mark> (予)				央定日以 L <mark>台</mark> (予知		
		3月31	日完了			3月3	31 日完了			3月3	31 日完了	

# 7. 協議会の開催状況と主な議論

平成30年2月16日: 長岡市地域公共交通協議会で事業内容について協議

(協議が整った日: 平成30年 月 日)

# 8. 利用者等の意見の反映

●事業内容について協議

○長岡市消費者協会 … (協議が整った日:平成30年 月 日)

○長岡市老人クラブ連合会 … (協議が整った日:平成30年 月 日)

○長岡市社会福祉協議会 … (協議が整った日:平成30年 月 日)

9. 協議会メンバー	一の構成員
関係都道府県	新潟県長岡地域振興局 企画振興部 地域振興·災害復興支援課
関係市区町村	長岡市 都市整備部
交通事業者·交通施 設管理者等	東日本旅客鉄道株式会社 新潟支社 越後交通株式会社 新潟県バス協会 新潟県ハイヤータクシー協会 国土交通省北陸地方整備局 長岡国道事務所 新潟県長岡地域振興局 地域整備部 長岡市土木部 新潟県警察本部 交通部交通規制課
地方運輸局	国土交通省 北陸信越運輸局 国土交通省 北陸信越運輸局新潟運輸支局
その他協議会が必要と認める者	長岡技術科学大学(学識経験者) 長岡市消費者協会(利用者) 長岡市老人クラブ連合会(利用者) 日本労働組合総連合会 新潟県連合会 中越地域協議会(労働組合)

# 【本計画に関する担当者・連絡先】

<u>(所 在)</u>	新潟県長岡市大手通2丁目6番地
(所属)	長岡市都市整備部交通政策課
(氏 名)	田中 味香
(電 話)	0 2 5 8 - 3 9 - 2 2 6 7
(e-mail)	koutuu@city.nagaoka.lg.ip

# 議決事項第4号

# 平成30年度事業計画(案)について

# 1. 主要事業

- ・公共交通空白地域(中之島地域)における生活交通調査検討業務の検証
- ・公共交通空白地有償運送(山古志・太田、小国地域)の運行改善検討

# 2. 協議会の開催

- ・2回程度開催(7月、2月を予定)
  ※必要に応じて随時開催
- ・必要により地域分科会の開催

# 議決事項 第5号

# 平成30年度歳入歳出予算(案)について

# 1. 歳入

(単位:円)

款	項	目	H30 年度 予算額 (A)	H29 年度 予算額 (B)	比較 (A-B)	説明
1 負担金	1 負担金	1 負担金	3, 050, 000	6, 300, 000	-3, 250, 000	長岡市負担金 (内示額)
2 補助金	1 補助金	1 補助金	0	0	0	
3 繰越金	1 繰越金	1 繰越金	0	0	0	
4 諸収入	1 諸収入	1 雑 入	0	0	0	
	合計		3, 050, 000	6, 300, 000	-3, 250, 000	

# 2. 歳出

(単位:円)

款	項	目	H30 年度 予算額 (A)	H29 年度 予算額 (B)	比較 (A-B)	説明
1 海兴弗	1 会議費	1 会議費	300, 000	860, 000	-560, 000	委員報酬、 お茶代等
1 運営費	2 事務費	1 事務費	50, 000	40, 000	10,000	印紙、 振込手数料等
2 事業費	1 事業費	1 事業費	2, 700, 000	5, 400, 000	-2, 700, 000	協議会運営 業務委託
3 予備費	1 予備費	1 予備費	0	0	0	
合計			3, 050, 000	6, 300, 000	-3, 250, 000	

# 協議事項第1号

# 地域公共交通再編実施計画の基礎検討について

# 1. 目的

昨年度策定した「長岡市地域公共交通網形成計画」の施策を推進するため、地域 公共交通再編実施計画の策定も視野に入れながら、策定する計画が国土交通大臣の 認定(国庫補助事業採択)を受けられる見込みやメリットについて調査を行う。

認定の可能性がある事業や適用条件等の整理を行い、「長岡市地域公共交通網形成計画」における施策の事業実施に向けた基礎検討を行う。

### 2. 再編実施計画を策定するメリット

国土交通大臣の認定を受けることにより、以下のような法制上の措置を受けることが可能となる。

### ① 手続きのワンストップ化

再編実施計画の策定により、個別事業法に基づく事業計画等の提出を省略することが可能となる。

### ②サービスの持続的な提供

公共交通事業者が正当な理由なく計画に定められた事業を実施していない場合には、国土交通大臣が勧告・命令を行い、事業の確実な実施を担保する。

#### ③計画を阻害する行為の防止

再編実施計画の維持が困難となり、かつ、公衆の利便が著しく阻害されるおそれが ある場合には、

- i) 再編事業の実施区域では、一般乗合旅客自動車運送事業の許認可が制限される。
- ii) 再編事業の実施区域では、一般乗合旅客自動車運送事業の実施方法の変更を命じることができる。

#### ④少量貨物の運送

旅客の運送に付随して、少量の貨物を運送することができる。(自家用有償旅客運送のみ)

### ⑤その他、補助金等の支援

その他、次頁のとおり、国土交通大臣の認定を受けた再編実施計画に位置付けられている事業に対する支援を受けることができる。

# ▼地域公共交通確保維持改善事業における支援内容

	▼地域五六人四班休他可以已	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1
項目	従来の支援内容	国の認定を受けた地域公共交通再編実施計画 に位置付けられている場合の支援内容(下線 部分が充実箇所)
	対象系統	対象系統
	【地域間幹線系統】	【地域間幹線系統】
	① 複数市町村にまたがるもの	イ. 路線再編により、従来の補助対象系統を
	② 1日当たりの計画運行回数が3	基幹系統と支線系統に分ける場合の再編
	回以上のもの	
		後の系統
	③ 輸送量が15人~150人/日と見込	⇒ ・ <a>①及び③の要件の適用除外</a>
	まれるもの	・支線系統における小型車両 (乗車定員7
		~10人)の補助対象化
		ロ. イ. の対象となる系統以外の系統
路線バス・	Water to the second	⇒ · ③の要件の緩和 (最低輸送量:3人/日)
デマンド型	【地域内フィーダー系統】	【地域内フィーダー系統】
タクシーの	① 政令市、中核市、特別区以外にお	①の要件:政令市、中核市、特別区以外とする地
1 1	いて補助対象地域間幹線バス系統	域限定の解除
運行	を補完するもの又は交通不便地域	<u> </u>
	における移動手段の確保を目的と	
	したもの	
	② 新たに運行を開始するなどの新	②の要件: <u>従前から運行している系統のみな</u>
	規性があるもの	<u>し適合</u>
	【共通】	(補助率:1/2)
	車両減価償却費等補助又は公有民営	【共通】
	補助	車両減価償却費等補助、車両購入時一括補助又は
	*****	
	(補助率:1/2)	公有民営補助
		(補助率:1/2)
H4 46 3 - 3		デマンド運行に用いる小型車両(乗車定員7~1
路線バスか		0人)・セダン型車両(乗車定員6人以下)の補
らデマンド		
型タクシー	_	助対象化・購入時一括補助化、予約システムの導
への転換		<u>入の補助対象化</u>
シンの転換		_(補助率:1/2)_
	   対象航路:唯一かつ赤字の一般旅客	対象航路:唯一かつ赤字の一般旅客定期航路
が自はゆの	定期航路事業	事業、左記の補助対象航路から転換する人の
離島航路の	(補助率:1/2)	運送をする不定期航路事業及び人の運送をす
運営		る貨物定期航路事業
		(補助率:1/2)
	低床式路面電車、連節バスの導入等	低床式路面電車、連節バスの導入等
	(補助率:1/3)	(補助率:2/5(軌道運送高度化事業、道
LRT.BRT		路運送高度化事業を実施する場合や、立地適
		正化計画及び都市・地域総合交通戦略(注)
の整備		
		も策定されている場合は、1/2))
		(注) 国の認定を受けたものに限る。
	安全設備の整備等	安全設備の整備等
	(補助率:1/3(鉄道事業再構築	(補助率:1/3 (鉄道事業再構築事業を実
地域鉄道の		
安全対策	事業を実施する場合、財政力指数が	施する場合、自治体が負担する費用負担相当
<u> </u>	厳しい自治体が負担する費用相当分	$\underline{\beta}$ については $1/2$ )
	については1/2))	

資料:平成29年11月29日 国土交通省総合政策局公共交通政策部交通計画課 講演資料等より

※赤字:長岡市が特に関係する可能性がある内容

### 3. 再編実施計画の適用について

### 国、市、路線バス事業者で勉強会を実施し、それぞれの主な意見は以下のとおり。

### ■長岡市の意見

#### 〇公共交通網について

・既存のバス路線は大きく変更することはできないと考えている。また、幹線系 統の路線については今後も維持していく必要がある。

### ■交通事業者の意見

### 〇バス路線の再編について

- ・定時定路線型からデマンド型への転換は、運賃収入が下がるため、経常収支 の改善は困難と考えている。
- ・既存のバス路線で重複する区間を幹線に、それ以外を枝線に再編するのは効率的だと言われているが、国庫補助路線としてみなされない場合もあり、課題が大きいと考えている。

### ■運輸局の意見

#### 〇大臣認定の再編実施計画について

・既存の路線を維持していく考え方だと、国土交通大臣が認定する再編実施計画としては難しいので、認定を受けないことも検討する必要がある。



# 4. 長岡市地域公共交通網形成計画の施策の進め方について

#### 〇進め方

- ・再編実施計画の策定は見送るのが妥当とするものの、再編実施計画を適用して 施策を推進する場合に、事業者メリットが明らかになるかどうかについて、 引き続き検討を行う。
- ・再編実施計画の策定による国の支援措置を適用せず、その他の国庫補助事業等 の活用による施策の推進の可否について検討を行う。

# 協議事項 公共交通空白地域(中之島地域)のデマンドタクシー実証 第2号 運行について

# 1. 目的

地域主体による生活交通の確保の1つの方法として、実験的に長岡市が乗合タクシーを実証運行し、得られた検証結果を同様な地域の取り組みに活用する。

中之島地域では以前から住民主体で公共交通空白地域の解消に向けた検討が進められており、中之島地域において乗合タクシー「なかのん号」の実証運行を行う。

# 2. 実施概要

# (1) 運行方式

- ○事前登録制
  - スムーズな予約受付と、高齢者のサポートを図るために事前登録制とした。
- ○予約制

予約受付は運行前日の17時まで受付する。

○区域運行方式(停留所設置型) 予約状況に応じて、運行区域内に設置した停留所間を走行する。

# ○運行日

	9月	10 月	11月	12 月	1月	2月	3 月
三沼西所線	$\circ$	$\circ$			$\circ$	$\circ$	$\circ$
中通線			0	0	0	0	0

#### ○運行時刻

三沼 西所線	信条地区 公民館分館	進行方向	中之島文化 センター	パティオ にいがた	
O便	7:50着	← (下り)	予約があった停留所から出発。		
1便	8:10発	→ (上り)	9:00着	9:10着	
2便	9:40発	→ (上り)	10:30着	10:40着	
3 便	13:10着	← (下り)	12:20発	12:10発	
4 便	15:20着	<b>←</b> (下り)	14:30発	14:20発	
中通線	並木新田地区 集落センター	進行方向	中之島文化 センター	パティオ にいがた	
1 便	7:30発	→ (上り)	8:00着	8:10着	
2 便	9:00発	→ (上り)	9:30着	9:40着	
3 便	12:50着	← (下り)	12:20発	12:10発	
4 便	15:00着	(   (     9 )	14:30発	14:20発	

### (2) 乗降位置

- ○停留所設置個所数は43か所(平成30年1月31日現在)。
- ○停留所の設置位置は各集落のスクールバス待合所や集会所のほか、中之島支所、中之島文化センター(路線バス乗換)、道の駅パティオにいがた(見附コミュニティバス乗換)。

# (3) 想定利用目的

- ○通院(路線バスへの乗継を含む)
- ○買い物
- ○その他、習い事やおでかけの交通手段

# (4) 運賃

1人100円/1乗車(実証運行で利用しやすいよう低料金とした)。

### (5) 利用状況

中之島地域人口 実証運行区域内人口	3,625 世帯	11,669 人 2,629 人
利用登録者数	208 世帯	553 人
75 歳以上高齢者人口	36 世帯	49 人
延べ利用者人数 (平成 30 年 1 月 31 日現在)		98 人

### 3. 途中結果 (9月4日から1月31日までの実績)

- ○実稼動日数は29日であり運行可能日数58日に対し、50%の稼動であった。
- ○実稼動便数は57便であり運行可能便数276便に対し、21%の稼動であった。
- ○延べ利用者数は 98 名であり、利用登録者数 553 人に対し、利用者数は少ないが、事前に想定した利用目的で定期的に利用される人がいることがわかった。

# 4. 途中結果(利用者からの要望)

### 【利用者からの要望】

- ○事前予約制で前もって電話を掛けるのが億劫。
- ○停留所までの距離が遠い。
- ○足腰が弱く、路線バスの乗降が辛いため、乗換えなく目的地へ行きたい。
- ○運行区域外の病院を停留所に加えてほしい。 利用の主な目的が見附市への通院であるため、運行区間・エリア拡大の要望が ある。
- ○通院に利用するが、診察の終わる時間が読めないので帰り便の予約ができない。
- ○便数を増やしてほしい。
- ○隔日運行なので利用が制限される。

### 【利用者からの要望等から分かること】

- ○利用目的として、「通院」や「買い物」で複数回の利用が得られたことから、 想定した利用者に対して運行内容は少なからず合致している。
- ○公共交通空白地域に運行することにより、「自動車を運転しない市民の生活交 通の確保」ができた。
- ○路線バス沿線居住者との公平性を確保するため、停留所の設置密度や運賃等の サービス水準は路線バスの利便性とバランスを保つ必要がある。

# 5. 今後の検証の進め方

- ○来年度アンケート調査を行うこととし、アンケート項目について地域と一緒に なって精査し、アンケート結果を共有し、今後の取り組みに活用する。
- ○地域の求める生活交通を運行するための方法について、その他の方法とも比較 しながら、地域が必要とし、地域が主体となって運行できる方法の検討を進め る。

# 1. 目的

公共交通空白地有償運送を行っている小国地域生活交通はこれまでスクールバスの役割も担ってきた。平成 29 年4月から小学校が統合し、スクールバスの運行が開始されたことを受け、大貝線は効率的な運行となるよう運行内容の見直しを検討を行う。

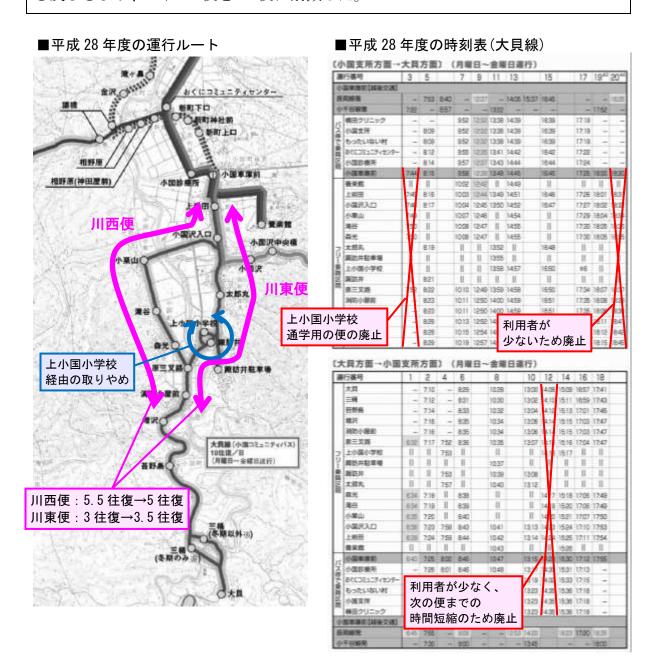
# 2. 運行ルート



### 3. 平成28年度から平成29年度への主な見直し(大貝線)

### ①小学校統合の見直し内容

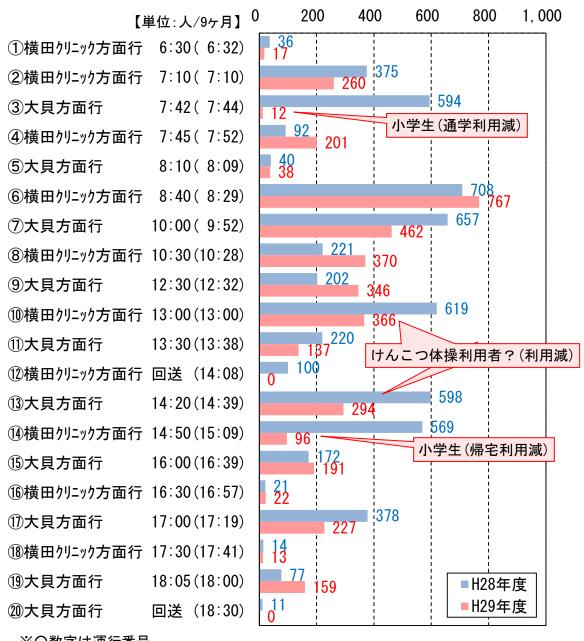
- ・ルートの変更を実施。上小国小学校経由を取り止めた。
- ・上小国小学校通学用の第3便を廃止した。
- ②利用状況に応じた見直し内容
  - ・午後利用者の買い物時間・帰宅時間を考慮し、第12便を回送に変更した。
  - ・利用客の少ない最終第20便を廃止した。
- ③利用者の利便性の改善を図る見直し内容
  - ・川西便を川東便へ変更した。
  - ・施設利用者の滞在時間を考慮した運行時刻及びルートに見直した。
  - 一部の便は降車希望者がいないとき経由地を省略しルートを短縮した。
  - ・通院利用者に配慮した便の追加した。
- ①及び②より、1日20便を17便に削減した。



### 4. 今年度の利用状況

全体的に利用者が減少している中で、特に小学校の統廃合の影響と定期的な利用者の減少が見られる。小学校の統廃合およびスクールバスの運行などにより、小栗山~森光の小学生利用者が減少している。また、13 時台、14 時台の利用者が減少している。

始発 6:30 の便は越後交通長岡線に接続できるように、通勤や高校生の通学に利用できるように設定したが、親の送迎などで利用がほとんどないと考えられる。



- ※〇数字は運行番号
- ※H29年度始発箇所 発時刻(H28年度始発箇所 発時刻)

図 H28 年度と H29 年度(4月~12月)の乗車人数の比較

### 5. 地元からの要望

- ○郵便局(太郎丸郵便局)に寄ってもらいたい。 (※道路が狭いため、現在のバスでの運行が困難となっている。)
- ○川東便を増便してほしい。
- ○平成 29 年度は 14:39 (H28 時点) の便が 14:20 発の便に早まったことにより、「けんこつ体操」をして、帰宅できなくなった。

### 6. 今後の検討について

### ○運行ルートの見直し

・平成30年度に29人乗りマイクロバスを14人乗りワゴン車に更新予定である。車両の小型化により、地元から要望を受けた太郎丸郵便局経由便の具体化を検討する。

### ○運行時刻の見直し

- ・利用者の少ない便を対象に、運行時刻を変更するなどの検討を行う。
- ・運転手の交代時間(11時~12時30分)の見直し及び午後便の運行時刻表の見直しで利用者の要望を含め、検討する。



平成30年度は上記課題の検証と解決に向け検討を進め、平成31年度に向け改正作業を進めたい。

# ■長岡市地域公共交通網形成計画の施策内容と実施状況

施策	事業内容	平成 29 年度の実施予定内容		実施状況		
①基幹路線の検討	①-1基幹路線のサービスレベル向上検討 ・山古志地域、小国地域、和島地域、寺泊地域方面への基幹路線の運行回数の見直しを検討する。	○サービスレベル向上策の検討及び、交通 事業者との調整	A	○利用状況にあわせ、乗継ぎしやすさ や商業施設経由の可否等を考慮し、 運行時刻・運行回数の見直しを実施		
② 市街地路線・長 岡地域郊外路線 の検討	②-1市街地路線のニーズに対応した運行検討 ・市街地路線の運行見直しをする。	○必要に応じて利用人数調査等により利 用者ニーズを把握し、適宜事業実施	A	<ul><li>○ニーズ把握のための利用状況調査 を行い、運行時刻の見直しを実施</li></ul>		
③地域相互連絡路 線の検討	③-1近隣自治体への移動需要に合わせた運行検討 ・近隣自治体への移動が多く見られる寺泊地域と燕市、小国地域・川口地域と小千谷市を結ぶ各路線の運行回数、運行時間帯の見直しをする。	○移動需要に合わせた運行の検討、交通事 業者との調整	A	○乗継ぎ待ち時間の改善策の検討、利 用状況に応じた調整を実施		
<ul><li>④自家用車から公 共交通への乗り 換え利便性向上</li></ul>	<ul><li>④-1パークアンドライド用駐車場の整備</li><li>・パークアンドライド用に利用可能な駐車場が無い駅を優先的にパークアンドライド用駐車場の整備を検討する。</li></ul>	○前川駅の駐車場整備 ○H29~H30整備計画の立案	A	○前川駅で駐車場の整備を開始		
⑤公共交通空白地 における公共交 通の確保		○地域特性に応じた運行検討・社会実験	A	<ul><li>○中之島地域でデマンド交通の実証</li><li>運行を実施</li></ul>		
⑥施設立地や道路 網の変化に対応 した公共交通の サービス提供	⑥-1施設立地や道路網の変化に対応した運行経路検討 ・需要が高い施設の立地が変化した場合や新規道路整備が行われた場合は、沿線開発等の新たな需要に対応するため、運行経路の見直しを行う。	<ul><li>○施設立地や道路網の変化に応じて、適宜 事業実施</li></ul>	A	<ul><li>○立川病院の移転に伴い、既存路線にける利用状況調査を実施した。</li><li>○道路網の変化を考慮した、路線の見直しの適否について調整を実施</li></ul>		
⑦三者(市民等·交 通事業者、行政) による協働·連携 の推進	・長岡市による適切なサポートのもと、全ての周辺地域で、市民等・交通事業者・	○話し合いの場の形成	В	<ul><li>○地域を含む3者による公共交通の 見直しが必要となった地域で順次 実施</li><li>○行政主導による一律的な話し合い の場の形成は見直しが必要。</li></ul>		
<ul><li>⑧意識啓発活動の 推進</li></ul>	<ul><li>⑧-1モビリティマネジメントの推進</li><li>・市民が行政や交通事業者と問題意識を共有するためのコミュニケーションが重要と考え、既に取り組んでいる活動のPRを継続するとともに、施策と連動しながら自発的に行動変容を促す要素を取り入れた意識啓発活動を推進する。</li></ul>	○ノーマイカーデー等、適宜事業実施	В	<ul><li>○ノーマイカーデーを実施</li><li>○子供たちへのバス乗り方教室イベントを実施</li></ul>		

※実施状況の評価 A:計画通り B:一部達成 C:検討中 D:未着手

施策	事業内容	平成 29 年度の実施予定内容		実施状況		
<ul><li>⑨わかりやすい情報提供</li></ul>	<ul><li>⑨-1バスロケーションシステムの導入拡大検討</li><li>・リアルタイムでバスの位置情報がわかる「中央循環線」と「宮内環状・宮内川崎環状線」のルート上のみの表示範囲の拡大と多言語化の検討を行う。</li></ul>	○適宜事業実施	A	○その他の路線バスでもバス位置を 地図情報として表示化した		
	<ul><li>⑨-2バス位置表示モニターの設置および情報内容の充実化検討</li><li>・アオーレ長岡1階、長岡駅2階に設置している「長岡市総合交通案内モニター」</li><li>においても、リアルタイムなバス位置情報の配信の検討を行う。</li></ul>			○現行システムでは維持管理コスト が割高であり、経費の節減が図られる 情報提供の方法を検討中		
	<ul><li>⑨-3わかりやすい公共交通マップの作成</li><li>・地域住民による買い物・通院、来訪者の観光など対象や目的に応じたわかりやすい公共交通マップを作成する。</li></ul>		В	<ul><li>○地域コミュニティバスの公共交通 マップの作成を実施</li></ul>		
⑩車両のバリアフ リー化	⑩-1低床バスの導入 ・高齢者を含めた誰もが使いやすい公共交通を目指し、基幹病院を経由する路線を 優先に、低床バスの導入を進める。	○適宜事業実施	A	○平成29年度に低床バス2台を購入		
<ul><li>①天候の影響を受けにくい公共交通の運行</li></ul>	<ul><li>①-1冬ダイヤの検討</li><li>・天候の影響を受けにくい公共交通の実現のため、冬ダイヤでの運行を検討する。</li></ul>	<ul><li>○必要に応じて冬期における路線バスの 定時性の実態調査を行い、適宜事業実施</li></ul>		○折り返し運行における余裕の確保 には関連する路線への影響も生じ、 人員体制の強化も必要となるため、 実施が困難		
	<ul><li>①-2悪天候時の情報提供の充実化</li><li>・運休を知らせることができるように、ながおかバスiのシステムの改良を行う。また、関係機関と連携をさらに強化し、災害時の公共交通機関の情報提供を、作成した「ながおか防災ホームページ」(情報発信システム)等に掲載し、充実化をする。</li></ul>		A	<ul><li>○運休等の運行情報をながおかバス i に掲載を実施</li><li>○災害時の運行情報を「ながおか防災ホームページ」に掲載を実施</li></ul>		
②多様な料金施策の実施	②-1乗り換え時、休日時の割引サービスの検討 ・郊外からのバス利用者が長岡地域の大規模商業施設や基幹病院を訪れるには、市 街地路線に乗り換える必要がある。乗り換えることにより割高感があり、バス利 用の抵抗になっていると考えられるため、乗り換え割引の実施を検討する。 ・また、バス利用の需要が低下する休日について、休日割引や1日乗車券の導入を 検討する。	○適宜事業実施	A	<ul><li>○越後交通全線の休日乗り放題パス制度を実施</li><li>○まちまるバス(リバーサイド千秋~イオン~アオーレ長岡間)を200円で乗り放題を実施</li></ul>		
⑬バス待ち環境の 改善	<ul><li>③-1バス停上屋の整備</li><li>・降雨および降雪時においても快適にバスを待つことができるように、バス停上屋を整備する。</li></ul>	○整備対象箇所の現場状況をみながら、適 宜事業実施	С	<ul><li>○地元要望の内容や社会資本整備総合交付金の活用の可否及び地元町内会の設置への助成等を総合的に検討</li></ul>		
<ul><li>④IC カードの導入 検討</li></ul>	<ul><li>④-1 IC カードの導入検討</li><li>・IC カードを導入することによって、利用者の利便性向上や交通事業者の運行の 効率化等の多様なメリットがあるため、これらの実現のために導入を検討する。</li></ul>	○適宜事業実施	С	○交通事業者と勉強会で検討を実施		

※実施状況の評価 A:計画通り B:一部達成 C:検討中 D:未着手